

**おくやみ相談窓口を
設置します**

熊野町では、身近な人が亡くなられた後の役場での手続きについて、負担を軽減するため、4月1日からおくやみ窓口を設置します。

【業務内容】

①親族が亡くなった際の手続きに関する支援（保険証返還、葬祭費申請、国民年金など）
・住所や氏名などをあらかじめ記載した必要書類をご用意します。（※手続きによっては、事前に用意できない書類があります。）
・原則、窓口1カ所です。
※関係課への移動が必要な場合は、職員が同行します。

②親族が亡くなった際の手続きに関する事前相談
・手続きや持参物などに関する事前相談に応じます。
※①、②ともに電話による事前予約も受け付けます。
所役場1階 税務住民課

時月曜日（金曜日）
午前8時半～午後5時15分
※書類不足などにより、当日に手続きが完了しない場合もあります。
予税務住民課 ☎820・5604

年金受給者が所在不明になったとき

年金受給者が1カ月以上所在不明なときは、その世帯の人は速やかに届出を行う必要があります。届出先は最寄りの年金事務所です。

届出をいただいた後、受給者ご本人の健在を確認し、所在が不明な場合は年金の支払いが一時停止します。

年金の支払いが止まっている人の所在が明らかになったときには、年金の受け取り再開のお手続きが必要です。その際には最寄りの年金事務所までご連絡をお願いします。
所 広島南年金事務所 ☎253・7710

**世界自閉症啓発デーと
発達障害啓発週間**

毎年4月2日は、世界自閉症啓発デー。4月2日～8日は、発達障害啓発週間です。

発達障害とは、広汎性発達障害（自閉症など）、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関する障害です。発達障害のある子どもは、他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手ですが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見るとアンバランスな様子が理解されにくい障害です。

発達障害の人たちが個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、子どものうちからの「気づき」と「適切なサポート」、そして、発達障害に対する私たち一人ひとりの理解が必要不可欠です。

また、町立図書館では、4月26日まで発達障害に関する本の「発達障害ってなんだろう？」コーナーを設けています。ぜひ、お越し

**国民年金保険料は
月額16,540円です**

令和2年度の保険料は次のとおりです（国民年金保険料は毎年度改定されます）。

令和2年度の 国民年金保険料
16,540円 （月額） （平成31年度から 130円の引上げ）

保険料は、期ごとに決められた納期限までに、毎年4月上旬に日本年金機構から届く1年分の納付書で、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）またはコンビニエンスストアにてお納めください。

口座振替での納付を希望される人は、金融機関または年金事務所（郵送可）までお申し込みください。また、クレジットカード納付を希望される人は、年金事務所までお申し込みください。

所 広島南年金事務所 ☎253・7710、税務住民課 保険年金グループ ☎820・5604

**産前産後期間の国民年金
保険料が免除になります**

出産予定の月または出産した月の前月から、4カ月間の国民年金保険料が免除されます。

また、多胎妊娠の場合には、出産予定日または出産した月の3カ月前から6カ月間の保険料が免除されます。

【免除の届出】

▽受付：出産予定日の6カ月前から届出可能

▽届出先：税務住民課、または年金事務所

所 母子健康手帳（出産前の申請の場合のみ）

所 国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の人

※産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

所 広島南年金事務所 ☎253・7710、税務住民課 保険年金グループ ☎820・5604

献血のご協力ありがとうございます

2月25日（火）に、くまのみらい交流館と町民会館で実施した献血では、69人のご協力をいただきました。ありがとうございました。

到達回数	地区	氏名
10回	萩原	麻田 恵理子
15回	中溝	佐々木 由貴子
30回	中溝	加藤 俊男
40回	平谷	平 厚志
50回	呉地	前中 悟

（2月25日現在。敬称略）

※ここでは5回以上、5回刻みの献血回数に到達した人を紹介しています。

所 熊野町公衆衛生推進協議会（生活環境課） ☎820・5606

**幼児同乗用自転車などの
貸出について**

子育て支援センターでは、満1歳以上6歳未満の幼児を養育している人を対象として、次の用具の貸出を無料で行っています。

貸出期間は、原則として1回の貸出につき3カ月以内、ただし、貸出台数の状況により、必要に応じて更新することができます。
子育て世帯の皆さま、ご利用ください。



幼児同乗用自転車・自転車幼児用座席

所 申請くまのみ・こども夢プラザ（子育て支援センター） ☎820・5502

障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当
障害があるため、または長期にわたり安静を必要とする病状であるため日常生活で常時介護を必要とする在宅の20歳未満の児童	国民年金法1級程度の重度の障害、または1・2級程度の重複障害があり、日常生活において基本的な動作のほとんどに介護が必要な在宅の20歳以上の人	重度の障害の状態にある20歳未満の児童を在宅で監護する父、もしくは母または父母に代わって監護する人
支給月額 (R2.4月から)	14,880円	27,350円
支給月	5, 8, 11, 2月	4, 8, 11月
		52,500円（1級） 34,970円（2級）

5 所 社会福祉課 ☎820・5633